五　平成二十三年度省令別表五の項に掲げる平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）又は特別会計補正予算（特第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する各事業（基金事業及び国において平成二十四年度に繰り越された補助金等に係る事業に限り、全国防災事業等を除く。）に要する経費のうち、当該団体が負担すべき額として総務大臣が調査した額

六　平成二十三年度の一般会計補正予算（第1号）、一般会計補正予算（第2号）又は一般会計補正予算（第3号）により交付される国の補助金等を受けて施行する公営企業等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「震災特別法」という。）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）若しくは特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合の行う企業、特定被災地方公共団体が設立団体である公営企業型地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十一条第三号に掲げる業務を行う地方独立行政法人をいう。）又は空港アクセス鉄道事業を経営する被災第三セクター（特定被災地方公共団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する法人をいう。）をいう。以下この号及び第十号において同じ。）に係る施設の災害復旧事業（国において平成二十四年度に繰り越された事業に係るものに限る。）（以下この号において「平成二十三年度公営企業等災害復旧事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は次の算式によって算定した額のうち平成二十三年度公営企業等災害復旧事業に係る額のいずれか少ない額

算式

A＋B

算式の符号

A　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業のうち次の表の左欄に掲げるものの事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額を除いた額に、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、右欄に掲げる率を乗じて得た額（以下この号において「通常の公費負担額」という。）の合算額

区分		率
水道事業に係るもの		○・一〇〇
簡易水道事業に係るもの		○・五五〇
合流式の公共下水道事業に係るもの		○・六〇〇
分流式の公共下水道事業に係るもの	処理区域内人口密度が二十五人／ha未満の事業に係るもの	○・七〇〇
	処理区域内人口密度が二十五人／ha以上五十人／ha未満の事業に係るもの	○・六〇〇
	処理区域内人口密度が五十人／ha以上七十五人／ha未満の事業に係るもの	○・五〇〇
	処理区域内人口密度が七十五人／ha以上百人／ha未満の事業に係るもの	○・四〇〇
	処理区域内人口密度が百人／ha以上の事業に係るもの	○・三〇〇
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの		○・七〇〇
病院事業に係るもの		○・五〇〇
市場事業に係るもの		○・五〇〇
空港アクセス鉄道事業に係るもの		○・四〇一

B　国の補助金等を受けて施行する公営企業等に係る施設の災害復旧事業の各事業費の額から当該事業に係る国の補助金等の額及び通常の公費負担額を除いた額の公営企業等ごとの合算額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる率（平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される石油等安定供給対策事業費補助金を受けて施行するガス事業に係る施設の災害復旧事業については、三分の一）を乗じて得た額の合算額

区分		率
公営企業等の事業の規模に相当する額として総務大臣が調査した額（以下この表において「事業規模」という。）の百分の五十までに相当する部分		○・五〇
事業規模の百分の五十を超え百分の百までに相当する部分		○・七五
事業規模の百分の百を超える部分に相当する部分		一・〇〇

七　平成二十三年度の一般会計補正予算（第3号）により交付される東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十八条第二項の規定による交付金（以下この号及び第十一号において「復興交付金」という。）を受けて施行する公営企業に係る施設の復興事業（基金事業及び国において平成二十四年度に繰り越された補助金等に係る事業に限る。）（次の表の上欄に掲げるものに限る。以下この号において「平成二十三年度公営企業復興事業」という。）に要する経費のうち一般会計による負担額として総務大臣が調査した額又は平成二十三年度公営企業復興事業の事業費の額から当該事業に係る復興交付金の額を除いた額に、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、下欄に掲げる率を乗じて得た額のいずれか少ない額

区分		率
合流式の公共下水道事業に係るもの	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・七
分流式の公共下水道事業に係るもの	処理区域内人口密度が二十五人毎ヘクタール以上五十人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・六
	処理区域内人口密度が五十人毎ヘクタール以上七十五人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・五
	処理区域内人口密度が七十五人毎ヘクタール以上百人毎ヘクタール未満の事業に係るもの	○・四
	処理区域内人口密度が百人毎ヘクタール以上の事業に係るもの	○・三
公共下水道事業以外の下水道事業に係るもの		○・七
市場事業に係るもの		○・五